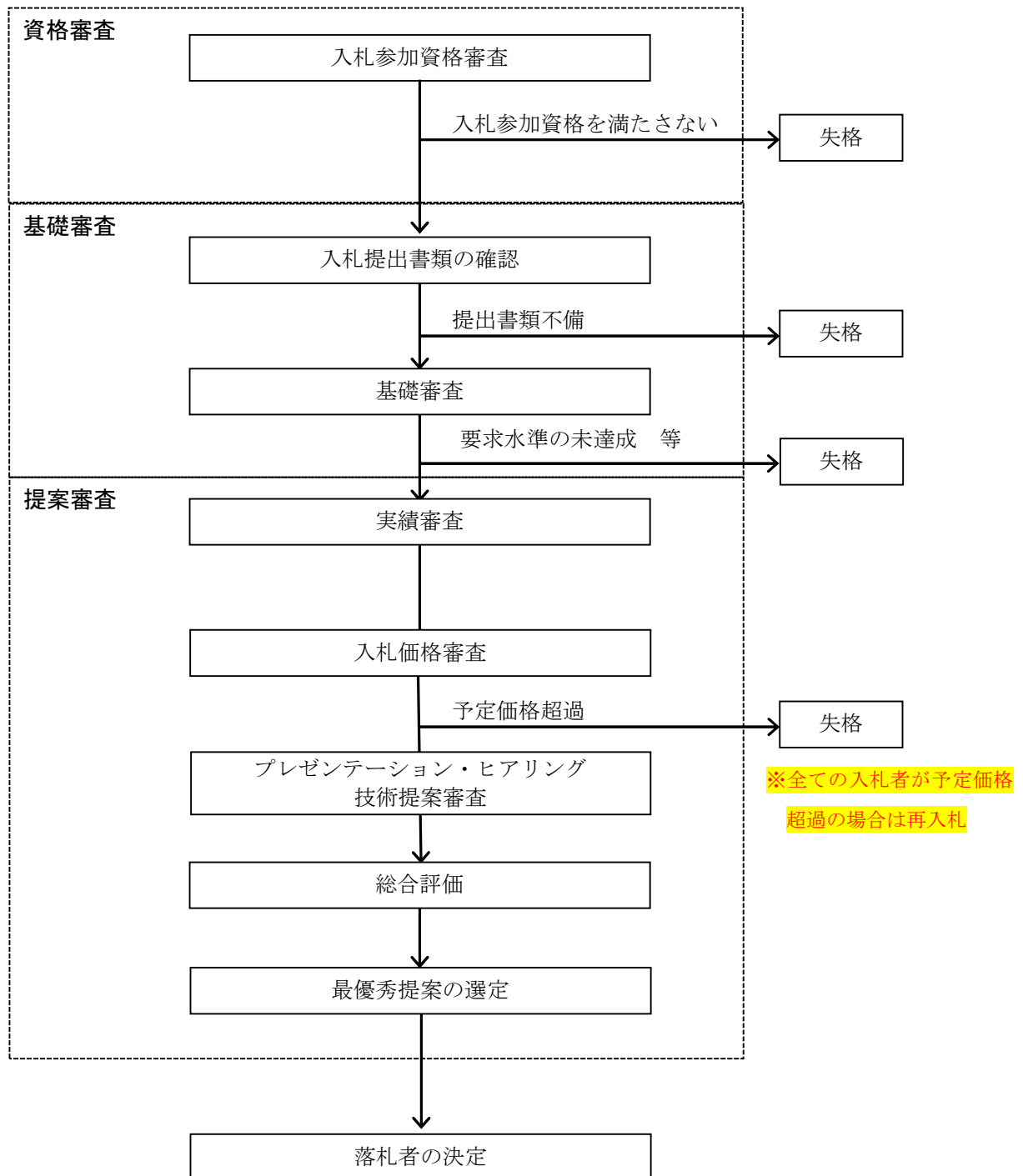


## 第2 落札者決定の手順

### 1 落札者決定までの審査手順の概要

落札者決定までの手順は次の通りである。



## 2 資格審査

県は、入札参加者から提出される入札参加資格審査に関する書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を事業者に対して通知する。入札参加資格を満たさない場合は、失格とする。

## 3 基礎審査

### (1) 入札提出書類の確認

県は、入札参加者に求めた入札提案に関する提出書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類の不備の場合は、失格とする。

### (2) 基礎審査

入札提出書類の内容について、その内容が要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうかを審査する。また、入札提出書類の内容が要求水準を満たしていないことが確認された場合は失格とする。

## 4 提案審査

### (1) 実績審査

「実績点」の算出は、審査書類（実績審査）を基に表1「審査基準（実績）」評価項目毎に加算点を算出し確定する。

### (2) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする（ただし、全ての入札者が予定価格を超過した場合は再入札を行う。）。

「価格点」の算出は、入札価格を基に表3「審査基準（価格）」にて算出する。

### (3) 提案審査

「技術提案点」の算出は、審査書類（提案審査）を基に表2「審査基準（提案）」により算出された各委員の点数の平均値（少数点第3位を四捨五入）とする。

内容を審査するために、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

### (4) プレゼンテーション・ヒアリング

令和7年10月中旬頃にプレゼンテーション・ヒアリングを行う。プレゼンテーション・ヒアリングの内容、実施日時や場所については、県より別途指示する。

プレゼンテーション・ヒアリングへは、入札参加者からは設計を担当する管理技術者、建築（総合）主任技術者、監理技術者を含む6名まで参加することができる。